

幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助 Q&A

番号	分類	質問	回答
1	補助対象期間	補助事業はいつ行えますか。	令和7年4月1日以降に契約し、令和8年3月31日までに支払いまで完了する(領収書が発行される)事業について、補助金を申請することができます。
2	補助対象経費	補助対象経費はどのような経費ですか。	<p>①幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のⅠからⅣに掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費。(システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。)</p> <p>Ⅰ. 教育に係る計画・記録に関する機能 Ⅱ. 園児の登園及び降園の管理に関する機能 Ⅲ. 保護者等との連絡に関する機能 Ⅳ. キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>②上記機能を使用するために必要な端末等の備品の更新費用。</p>
3	補助対象経費	どのようなシステムが対象になりますか。	<p>教員等の業務負担を軽減させるため、以下の①～④に掲げる機能を1つ以上有するシステムが対象になります。</p> <p>①教育に係る計画・記録に関する機能 ②園児の登園及び降園の管理に関する機能 ③保護者等との連絡に関する機能 ④キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>システムに搭載する機能については、教員等の業務負担軽減に資するものであり、具体的な使用目的や必要性があるものでなければなりません。 また、本補助は、教員等の負担を軽減し、幼児と向き合う時間を確保することで、幼児教育の質を向上させることを目的としています。そのため、事務職員のみが使用するシステムは、幼児教育の質向上に直接的に貢献することは言えず、対象外となります。</p>
4	補助対象経費	システムの『新規導入』と『改修』にはどのような違いがありますか。	<p>『新規導入』 令和7年3月31日まではそのシステムを使用していなかった幼稚園が、令和7年4月1日以降に初めて導入する場合は、『新規導入』です。 システム導入全体の経費について申請することができます。 なお、別システムへの乗り換え(従前よりシステムを使用していた業務について、別システムで同じ業務を行う場合等)は新規導入には含まれません。別システムへの導入と機能追加を合わせて行う場合には、機能追加に係る経費のみ対象になります。</p> <p>『改修』 令和7年3月31日以前からシステムを既に導入済みの幼稚園が、令和7年4月1日以降に既存のシステムに機能を追加・拡張を行う場合は『改修』です。 改修の場合は、「改修に係る経費」のみを補助申請することができます。 なお、令和7年3月31日以前に導入したシステムについて、導入当時に要した経費は補助対象にはできません。令和7年3月31日以前からシステムを利用している場合、現在も継続して支払いを行っている月々のシステム使用料についても補助申請することはできません。 また、改修とはシステムの機能の向上等であり、令和7年3月31日以前に導入されている機能と同機能のシステムのライセンスやそれに伴う機器台数の増加などは含みません。</p>
5	補助対象経費	リース料、保守費、ライセンス料などシステム導入の経費が、複数年契約になる場合は補助申請することができますか。	<p>システムのライセンス料、通信料やリースに係る経費は、原則単年度契約(令和8年3月31日まで一旦契約期間が満了として区切られるもの)とします。 ただし、契約等の仕組みから、やむを得ず年度を区切りとする契約ができない場合(例:契約日を初日として以降2年間の契約とする以外に方法がない等)には、契約日もしくは実際にシステムを利用開始する日のいずれか遅い方を起算日とし、令和8年3月31日を最終日として算出した日数の日割り按分を行うことで、令和7年度中(契約開始日から令和8年3月31日まで)に使用する分の経費についてのみ、補助対象とすることができます。 ただし、日割り按分を行う経費については、契約時にあらかじめ複数年分の経費を一括払いするなど、令和8年3月31日までに支払いを完了している必要があります。 見積書や契約書に記載されているシステム導入費と、按分後の補助申請の経費が異なる場合には、対象経費の按分計算についての説明(様式自由)を作成し、申請書に添付して提出してください。</p>
6	補助対象経費	月額支払いのシステムライセンス料は対象になりますか。	令和7年度中のライセンス料については対象になります。ただし、令和8年3月31日までに支払いまで完了するものが対象となることにご注意ください。翌月払いのシステムで、令和8年3月分の支払いが翌4月となる場合、3月分のライセンス料は対象になりません。 なお、リースや月額使用等の場合、補助対象となるのは初年度の導入経費のみですが、導入初年度以降も継続して使用することに努めなければなりません。
7	補助対象経費	PCやタブレットだけを購入したいのですが、対象になりますか。	この補助はシステム導入を目的としているため、機器単体での補助申請は対象となりません。システムを導入する際に最低限必要となる機器についてのみ、補助申請することができます。 なお、今回の申請においてシステムの導入を行わない場合は、既にシステムを導入済みの園であっても、そのシステムを活用するために必要な機器備品のみを申請することもできません。
8	補助対象経費	システム導入に必要なネットワーク機器(無線LAN等)は対象になりますか。	システムの導入にあたり、無線LAN設置等による通信環境の整備が必要なのであれば補助対象とすることができます。ただし、 大規模な施設改修になるような工事については対象外です。
9	補助対象経費	システム導入に伴い、既存のPC等の機器の買い替えを行う費用は申請できますか。	機器の買い替えをしなければシステム導入をすることができない等の事情がある場合には、機器費用も補助対象とすることができます。
10	補助対象経費	撤去・廃棄に要する費用は対象となりますか。	撤去・廃棄費用は対象なりません。
11	補助対象経費	送料や運搬費、調整費等の付帯経費は補助対象に含まれますか。	送料や運搬費、調整費等の付帯経費は対象なりません。
12	補助対象経費	システムの操作の研修や講習についての費用は補助対象になりますか。	研修や講習などに関する費用は、補助対象にはできません。
13	補助対象経費	初期設定費や保証費は補助対象になりますか。	初期設定費や保証費がオプション費用としての位置づけである場合、補助対象にはできません。
14	補助対象経費	インターネット使用料や、インターネットに関係する通信料は補助対象になりますか。	システム導入に直接関係しない通信費については補助申請できません。
15	補助対象経費	タブレットのカバーや保護フィルムは補助対象になりますか。	タブレットのカバーや保護フィルムは、補助対象にはできません。
16	補助対象経費	補助対象となる物品を購入した際に、ポイントが付与されました。このポイントは、1ポイント=1円の割引に使用できるものです。この取扱いは、どのようにすればよいでしょうか。	左記の性質を持ったポイントを取得した場合は、補助対象経費から相当額を差し引くようにしてください。

幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助 Q&A

番号	分類	質問	回答
17	補助対象経費	補助対象事業について、下限、上限は設けられていますか。	下限は設けておりません。 上限については、1園当たりの補助基準額(補助対象経費)は、学級数によって異なり、100万円(6学級以下)、150万円(7学級以上)になります。 補助率は1／2ですので、実際の補助金額は50万円(6学級以下)、75万円(7学級以上)が上限になります。
18	補助対象経費	区や市から経費の一部を補助されることとなっています。残りの部分について都から補助を受けることができますか。	他の補助事業と重複して申請することはできません。
19	契約関連	補助事業実施に際し、入札や見積り合わせにより業者及び金額等を決定すべきですか。	補助金申請では、補助金の適正かつ効率的な使用が求められており、補助金という性質上その手続きの透明性を確保することが重要です。 そのためには、公正かつ客観的な基準に基づく競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、原則として入札や複数業者による見積り合わせを行う必要があります。そのため、原則、同一条件で取った3社以上の見積りにより価格比較を行ったうえで契約をしてください。 3社以上の見積りによる価格比較を行わない場合は、交付申請時にその事情を特命理由書にて説明してください。なお、特命理由書は、必ず幼稚園等で作成してください。幼稚園等以外(採択業者等)による作成が発覚した場合は、申請を取り下げていただく場合がございますので、ご留意ください。
20	契約関連	補助対象外の物品等も同時に発注してもよいですか。	同時に発注していただいて結構ですが、補助金申請の際に補助対象外経費を計上しないようご注意ください。 補助対象外経費を含む見積書を補助申請に添付する(補助申請の根拠資料にする)場合は、対象外の品目にマークを引く等、補助対象経費を明確にしてください。 なお、「諸経費」など、補助対象外経費も含めて算定している共通経費も申請する場合には、按分する必要があります。
21	契約関連	補助申請に当たって、どのような書類を揃えておくべきですか。	別添に記載された書類を揃えておいてください。これらは、補助事業に関する事務手続が適正に行われたことを客観的に証明する資料となります。そのため、書類が揃わないということがないよう、見積等の段階から採択(予定)業者等と十分に調整をしてください。
22	スケジュール	補助金はいつ交付されますか。	当該補助事業は、実績報告書の提出の後、補助金額が確定してから交付します。 実際に補助金が入金されるのは、翌年度の令和8年5月末頃になる予定です。
23	財産処分	補助金の交付対象となった場合、処分制限等は生じますか。	補助金の交付対象となった設備等は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その目的に従って使用する必要があります。 また、取得価格が1個(又は1組)50万円以上のものについては、期間内において、都の承認を受ければ補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付または担保に供してはなりません。期間前に処分等を行なう場合には、私学部を通じて知事に届ける必要があります。期間前の処分等を検討する場合には、事前に私学部へご連絡ください(承認に時間を要することができます。概ね3ヶ月以上前にご連絡ください)。 このとき、既に交付した補助金の全部若しくは一部を都へ返還していただく場合があります。
24	その他	申請を行う私立幼稚園等が多数あった場合、補助率が変わることはありますか。	多くの私立幼稚園等から申請があった場合、予算の範囲内での補助金執行となります。
25	その他	幼保連携型認定こども園において、保育に関するものも対象になりますか。	幼児教育の質の向上を目的としたICT化の促進を行うために募集するものであり、保育のみに関する内容は対象になりません。また、教育と保育の両方に係る内容の場合は、按分等が必要になる可能性があります。 なお、こども家庭庁で募集する「保育所等におけるICT化推進事業」等、他の補助事業と重複して申請することはできませんのでご留意ください。